

千葉県条例第 号

千葉県議会委員会条例の一部を改正する条例

千葉県議会委員会条例（昭和31年千葉県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が議場で開かれるときは、許可を得ることを要しない。

第18条に次の1項を加える。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

委員会の傍聴について、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。